

西武文理大学と狭山市との連携に関する基本協定書

西武文理大学（以下「大学」という。）と狭山市（以下「市」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大学と市が積み重ねてきた協力関係をより一層強化し、様々な分野に関する包括的・継続的な連携と協働を推進することにより、活力ある魅力的な地域社会の形成・発展とそのための人材育成を図り、もって大学の発展、市のまちづくりに寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 大学及び市は、次の事項について連携協力するものとする。

- （1）環境保全に関すること。
- （2）健康福祉の増進に関すること。
- （3）まちづくりに関すること。
- （4）地域の活性化及び産業の振興に関すること。
- （5）教育文化・生涯学習・スポーツの振興に関すること。
- （6）防災に関すること。
- （7）人材の育成に関すること。
- （8）その他貴学と市が協議して必要と認める事項に関すること。

（協議事項）

第3条 連携協力の具体的事項については、大学及び市が協議して定めることとする。

（期間）

第4条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成29年3月末日までとする。ただし、本協定書の有効期間満了日の1か月前までに、大学、市のいずれからも申し入れがない場合には、更に1年間自動更新されるものとし、以後同様とする。

（その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか必要な事項は、大学及び市が協議して定めることとする。

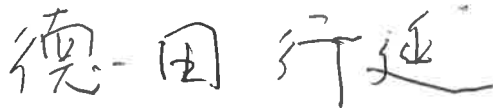
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、署名の上、各々その1通を保有する。

平成28年4月18日

埼玉県狭山市大字柏原新田311番地の1

西武文理大学

学長



埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市

狭山市長

